

内田 三郎 議員

区長さんの業務削減を

答 軽減可能なものは実施をしたい(町長)

問 各字の区長さんは、字行事などのほかに、町行政との連絡調整など、多くの用件に携わるので、町で行う会議への出席など多種多様になっており、大変忙しいと思われます。職務内容の削減はできないか、町長に伺います。

め、行政区担当職員が文書を作成するなど、区長さんのお手伝いをする取り組みを行っています。

町長 区長さんの業務量というのが増えているのは確かです。ご指摘の審議会等の委員さんについては、過去から充て職的な意味合いが強かったのですが、ご指摘のとおり見直しができるものについては、見直しをしたと考えています。

町長 町としては、業務の軽減が可能なものは実施をしたいと考えており、回覧等の文書配付については、広報やお知らせ版に集約することで配付文書を毎週から月3回、2回と減らしてきました。

問 区長さんは行政からの文書配付のほか、防犯パトロール、クリーン美里、危険箇所・不法投棄見回り、高齢者いきいき対策事業、文化財補助申請、自主防災組織、本年度は図上訓練等を行うという話を聞いています。最近では、空き家対策など多岐にわたります。字においては体育祭の参加、集会所・ごみ収集所・掲示板の管理など、住民の対応も多いでしょう。充て職と言われる会議への

出席依頼など、削減できないでしょうか。

町長 町としては、業務の軽減が可能なものは実施をしたいと考えており、回覧等の文書配付については、広報やお知らせ版に集約することで配付文書を毎週から月3回、2回と減らしてきました。

町と行政区の連絡調整や行政事務などの負担軽減のため、

具体的にどれが削減できるか、今すぐに答弁はできませんが、今後例えば文書配付等については、区長さんからの指摘を踏まえた部分もありますので、区長会等で意見を聞きながら、できるものから対応していきたいと思えます。



古郡地区で行われた図上訓練



塩原 浩 議員

町では防災センターを計画しているが、どのような構想か

答 役場庁舎の周辺に必要最低限の防災備蓄倉庫を確保したい(町長)

問 防災センター建設について、平成29年度の消防防災に関する地方債措置の見直しについての中で、「緊急防災・減災事業債で地方公共団体が緊急の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年まで継続することとし、交付税措置率70%とあります。この交付税措置率70%期間内での完成を目指す必要があると思います。防災センターは、通常災害対策機能として災害対策室、通信室を有しており、備蓄機能として倉庫を備えているとあ

ります。このため町で計画している防災センターは、災害対策室としてはどのような機能を考えているかお伺いします。

町長 災害対策本部となる本庁舎は、平成22年度の耐震改修工事により、現在は耐震基準に適合しているため、防災センターとしての機能を有する災害対策本部が設置できるような施設は考えず、必要最低限の防災備蓄品と書類や備品の保管、確定申告時の会議室等の不足を、有利な補助制度や起債を活用して解消・解決できないかと考え、検討をしているところです。

問 地方債ですが、充当率100%、交付税率70%ということは、防

センター建設に1億円かかったとすると、交付税が7000万円いたただけるといふことだと思います。

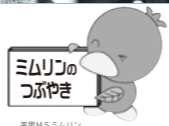
町民に安心安全を与える災害対策室、通信室や備蓄品倉庫、さらに乳幼児や災害弱者を受け入れられる避難所を設置し、停電しても照明や冷暖房が使用できる防災センターの建設を、国が進めている緊急防災・減災事業債を積極的に活用し計画すべきだと考えます。

町長 試算はまだしていませんが、今ご指摘の施設等を兼ね備える、恐らく最低でも数億円の規模になるだろうと想定しま

す。緊急防災・減災債は、かなり使用の方法が限定されてきます。実際に町が活用したいと考えているものではなく、かなり制約を受けることが既にわかっていますので、どういう方法がいいのか方向を出したいと考えています。ご理解をお願いしたいと思います。



備蓄品が保管されている旧水道庁舎



田端 恵美子 議員

問 就学援助における対応について

答 「心をもって対応すべき」という考え方に基づいて対応していきます(町長)



問 就学援助は、児童生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの費用の一部を市町村が支給し、国が2分の1を補助する制度です。

今回文部科学省は、要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱を平成29年3月31日付で改正し、就学援助のランドセル購入等、新入学児童生徒学用品の単価を従来の倍額にするともに、この支給対象者にこれまで児童生徒から新たに就学予定者に加え、平成30年度からの予算措置を行うとの

通知がなされたところですが、しかしながら、この措置はあくまでも要保護児童生徒に限ったものであり、今回要保護児童生徒はその対象になっていません。また、要保護児童生徒の新入学用品の支給は、基本的に生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給されているため、本町においてこの文科省の制度改正に伴う要保護児童生徒に対する予算並びに制度の変更は、一部の例外を除き基本的には生じないと認識しています。



就学援助における要綱等の改正について、今から確保の準備を進めていくことが大変重要と考えますが、いかがでしょうか。

このたび、文部科学省からこの見直しの趣旨を踏まえ、援助が必要な児童生徒の保護者に対するし、必要な援助が適切な時期に実施されるよう市町村教育委員会に通知がなされ、さらに埼玉県教育局からは、準要保護者を含む援助が必要な児童生徒の保護者に対し実施されるよう、お願いする旨が通知されたところです。

町長 貧困の連鎖を断ち切るということについては、まちづくり全般にわたっても必要なことだろうと思っております。

子どもに対する貧困支援というのが近年充実してきており、あわせて町の負担も増えてきているというのも現状ですが、それに対してはしっかりと心をもって対応をすべきなのだろう、という考え方に基づいて対応していきたいと思っております。

問

町長交際費の透明化について

櫻沢 保議員

答 支出先の明記は、透明性の観点から有用(町長)



問

① 近年、税金の使用に対する町民の関心は極めて高いものがあり、町長交際費についても、その支出の範囲・目的・金額等が社会通念に照らして妥当なもので儀礼的範囲内であることが、町民から強く求められています。

また、近隣の町においては、原則、弔慰金等を廃止しているところや、お線香代に少額・原則2000円として

用であり研究していきます。また、支出に関する基準の見直しについては、社会通念の変化や地域の慣行等を考慮し適宜見直しを実施していきます。

また、その適正さの判断基準となるべき社会通念については、常に変化していることを認識し、支出基準の見直しを不断に行うことも必要であり、さらには支出基準を逸脱することのないように、適正・適切な運用が強く求められています。

また、町長交際費は、その支出先について個人・団体の法人問わず全ての情報を公開するとされています。

なお、教育長の交際費については、公表するという形で対応します。

③ 今回、交際費の公表状況等を見ると、常勤の特別職・一般職員、非常勤の特別職(区長・民生委員・農業委員等)別に見舞金及び弔慰金等の支給基準が定められているが、使用目的として

葬儀香典、相手先喪主、支出額は3000円・5000円・1万円等区々に記載されているのみで、支給相手先が具体的に記載されていません。

町長の答弁を求めます。町長の公表の仕方・内容等の見直しについては、

④ 町長交際費の弔慰金等は、町民税等により支給されているものであり、また町民の大多数の人は支給を受けられないことから、その正

当性・妥当性を明確にすべきと考えます。今年度から教育長の交際費も新設されているが、その支給状況も当然公表すべきと考えます。

町長の答弁を求めます。

町長交際費は、「町長交

際費の支出に関する基準」により行政執行のため町を代表して外部との公の交渉に要する経費であり、慶弔費、協賛金、会費等と定められており必要最小限とし、支出の一層の透明性を図るべきものとされています。

また、葬儀生花についても使用目的として葬儀生花、相手先喪主、支出額が記載されているのみで支給先は未記載。どのような場合、どのような人に、どのような額の葬儀香典・葬儀生花を供しているのか全く不明です。

町長の答弁を求めます。

町長の答弁を求めます。

